

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	加熱蒸気戻り系配管蒸気ドレントラップボンネット上部において、蒸気漏れ認められたため、当該トラップを点検補修。	D	
2	1号機	主復水器連続洗浄装置(C1)において、洗浄ボール回収率に低下が認められたため、調査及び対応検討。	D	
3	2号機	プロセス放射線モニタ系グランド蒸気復水器及び復水器真空ポンプ排ガスモニタ記録計において、ペン式記録計動作不良(第2緑ペン動きが鈍い)が認められたため、当該記録計点検補修。	D	
4	2号機	原子炉格納容器リークテスト用温度検出器において、絶縁抵抗値に基準値外れ(2体)が認められたため、当該検出器を交換。	D	
5	2号機	タービン潤滑油系油清浄機油面液位接点において、動作不良(警報発生しない)が認められたため、当該液位接点を点検補修。	C	
6	3号機	循環水ポンプ用電動機軸受温度検出器点検時、検出器本体に絶縁抵抗不良が認められたため、当該検出器を交換。	D	
7	3号機	原子炉建屋2階北側通路壁コンセントに破損がめられたため、当該コンセント補修。	D	
8	1.2号廃棄物処理設備	ボイラー棟スチームドレン系サンプポンプ(B)用電動機点検時、反負荷側ハウジング内径寸法に基準値外れが認められたため、対応検討。	D	
9	その他	純水補給水系弁点検時、キャスク保管庫元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A_S : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802